

第 2 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第2回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年6月21日(金)午後1時26分～午後2時35分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 :	池澤 弘子	2 :	住本 昌彦
3 :	岸本 富生	4 :	住本 浩也
5 :	稲田 保	6 :	山田 英俊
7 :	中尾 正美	8 :	服部 正代
9 :	大谷 敏行	10 :	田中 勝
11 :	藤原 三男	12 :	井上 勝秀
13 :	藤原 一男	14 :	井上 秀隆
15 :	増田 種正	16 :	林 茂雄
17 :	大島 育雄	18 :	片山 嘉彦
19 :	横山 和行	20 :	西山 彰彦
21 :	中村 富昭	22 :	松尾 信行
23 :	永井 達郎		

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第11号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第12号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について
(農地中間管理権)

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定

による届出の受理

報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

遅れておりました梅雨入りが、スマホで見えていましたら、今日から近畿地方でも梅雨入りしたと発表がありました。おかげで田植えの時は天気が良く、非常に暑かったです。

私の家の周りが田園地帯であり、この時期は田んぼの水面に山が写って田んぼの風景がとても好きです。

ニュースで見えておりましたら、お米の値段が最近少し上がってきているそうです。コロナ禍の影響も収まって、外食の需要が進んだことと、それから夏が暑い影響で稲の獲れ高が悪かったこともあって、だんだんとお米の値段が上がっているようです。この状態が続いて、私たちが収穫する秋まで続けてくれたらなと思っております。

本日第 2 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条及び第 5 条の許可申請に対する進達、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 2 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 次に、議案の訂正がありますので、事務局から報告いたします。

○事務局 議案書の 7 ページの議案 11 号と 11 ページの議案 12 号において、そ

れぞれ引用する法律の条項に誤りがありましたので、議案書を全て差し替えさせていただきます。

- 議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号5番 稲田 保委員、6番 山田英俊委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第8号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

- 事務局(藤原) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 議案第8号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。
該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。
なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

- 議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

- 番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 来住町○○ ○○ ○○、譲渡人 来住町○○ ○
○ ○○ 申請地：所在地 来住町○○○○○○○ 地目畑 面積○○○
㎡ 自作地、以上合計1筆 合計面積○○○㎡、摘要として、売買による
所有権移転であります。

譲受人の○○○○○さんは○○○○○○の社長さんで、申請地は同会社の

第2工場の駐車場の隣接地であり、以前に駐車場用地として譲ってほしい旨打診しましたが、その時は畑を続けたいとのことで断っていました。

最近では、〇〇さんが年齢のこともあり、畑を続けることができないとのことで、今回売買契約を申し出た形となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページから4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大阪市浪速区〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 広渡町〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 高田町〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、合計1筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の〇〇さんは、近くに〇〇〇〇〇を経営され、イチゴなどを栽培されており、農業規模の拡大を考えておられます。

申請地には、季節の野菜を栽培する予定です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人　大阪市浪速区○○○○○○○○　○○　○○、譲渡人
明石市大久保町○○○○○○　○○　○○、申請地：所在地　広渡町○○○
○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、合計1筆、合計面積○○○㎡、
摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○さんは、○○○○○○を経営されており、拡大意欲のある
方です。申請地には、季節の野菜を栽培される予定です。

譲渡人の○○さんは、明石市大久保町に在住されておられますが、広渡
町に農業用倉庫を持っておられ、普段農業活動をされておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はご
ざいませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定
いたします。

○議長　以上、議案第8号　農地法第3条関係では、申請件数3件、うち許可件
数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長　次に、議案第9号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　議案書の3ページをお願いします。

議案第9号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年6月21日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

詳細は、4ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第9号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。

申請人：敷地町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 敷地町○○○○○
○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、普通車3台分の露天
駐車場とするため、地目変更をするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。

従いまして、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第9号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第10号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの4件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第10号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 長尾町○○○ ○○○○ ○○○○) (自営業)、譲渡人 三木市口吉川町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 長尾町○○○ ○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、普通車2台、トラック(積載車)1台の露天駐車場、第2種農地となっております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が水路、南側が道路、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人(借人) 垂井町○○○ ○○○○○○ 代表取締役 ○○○○○○
○○○○(建築工事業)、譲渡人(貸人) 池尻町○○○ ○○ ○○、
申請地:所在地 池尻町○○○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、
摘要として、使用賃借権の設定による木材の資材置場と進入路を確保する
ものであります。

会社が垂井町にありますが、池尻町○○○に住まれています。○○○○○
さんと○○○○○さんとは親子関係にあります。父の○○さん所有の池尻町
○○に木材○○○○○を乾燥させる場所として使用しています。今回の
申請地が進入路となっている状況であります。

今回申請に至った経緯は、父の○○さんが同じ町内の方から田んぼを買
うこととなったため、農業委員会に相談に来られ、他の田んぼの状況を確認
する中で、今回申請地の現況が進入路となっていたため、今回の申請と
なりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が譲渡人の畑、南側が道路、北側が宅地となっております。
従いまして、水利、区長の同意書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。
- 事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、ともに提出されております。
- 議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。
- 議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。
- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番について説明いたします。
参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 宝塚市高松町〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 片山町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 片山町〇〇〇〇 地目山林 面積 〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、宅地への進入路と普通車3台分の露天駐車場を確保するためのものであります。
〇〇さんが、申請地の隣に元々住まれていた〇〇〇〇さんの宅地を購入することとなり、この宅地に入る道路が自転車一台分しか通れる幅しかなく、進入路と駐車場も必要となることから、今回の申請となりました。
よろしくご審議のほどお願いします。
- 議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が道路、西側が水路、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書とも
に提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達するこ
とに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定
いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人(借人) 大島町○○○ ○○○○ ○○ ○○、○○
○○○、譲渡人(貸人) 片山町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 片
山町○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、使用賃借権の
設定による宅地への進入路を確保するものであります。

現在、大島町にお住いの○○○○さん、○○○さんご夫婦が、○○さん
の父親である○○○○さんの敷地内に宅地を建設することとなり、進入路
を確保する必要があるため、今回の申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が雑種地、南側が道路、北側が
宅地となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の
意見書と事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いか
と思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、ともに提出されております。

○議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第10号 農地法第5条関係では、申請件数4件、うち進達件数4件により審議は終了いたしました。

○事務局 (補足説明)

農地の種別について、参考のため説明させていただきます。

農地法4条、5条の申請の中で、第3種農地であるとか、第2種農地である言葉が入っていると思いますが、農地の種別は大きく分けて5つあります。「甲種農地」「農振農用地」「第1種農地」「第2種農地」「第3種農地」と、5つあります。

「甲種農地」とは、公的資金を投入して、ほ場整備をして8年経っていない農地を言います。

「農振農用地」というのは、農業振興地域の整備に関する法律があり、農用地区域に指定されている農地を言います。

「第1種農地」というのは、周りに10ヘクタール以上の優良な農地の広がりがある場所を指します。

「第3種農地」というのは、駅から300メートル以内であるか、周りが一定程度の宅地化率が発生しているか、市街化が今後どんどん進んでいくことが見込まれる農地を指します。

「第1種農地」でもない、「第3種農地」でもない農地のことを、「第2種農地」と言います。

それぞれ何が違うかというと、「甲種農地」というのは、せっかく税金を投入してほ場整備しているので、簡単に転用を認めるわけにはいかないので、大原則として転用できない。

続いて、「農振農用地」も基本的に転用はできません。農振農用地から除外されない限り、転用はできません。ただし、営農型太陽光のように太

陽光を設置しても下で農業を続けていくような場合は、農振の担当部局が認めた場合は転用することができる場合があります。

続いて、「第1種農地」ですが、周りに10ヘクタール以上の農地の広がりがあるようなところですので、原則転用はできません。ただし、いくつか例外がありまして、農業者の利益に資する転用は認められます。具体的に言うと、農業用施設を建てるような場合、農業用倉庫や農作業場を作るなど、農地に対する進入路など、農業者が農業をしやすい施設を作るためなどに転用が認められる場合があります。

もう1つの代表的な転用として、既存施設の面積の半分未満であれば転用が認められることです。例えば、工場を建てたあとに、駐車場を拡げたい場合、現在建っている工場の半分未満の面積であれば、第1種農地であっても転用することができる場合があります。

続いて、「第3種農地」というのは、原則転用は可能です。今回の場合であれば、池尻町などは神戸電鉄の市場駅から150メートルしか離れていませんので、第3種農地となります。それから、片山町の〇〇さんの件ですが、周りに宅地がたくさんありまして、宅地化率が40%以上になっておりますので、第3種農地となります。

それから、「第1種農地」でもない、「第3種農地」でもない農地を、「第2種農地」といいますが、「第2種農地」ではほかに転用する場所が無い場合、代替地を検討しても他に転用する場所が無いと認められる場合に限って転用することができます。

5条申請の3番の〇〇さんの場合ですと、宅地に進入する場所というのがここに作るしかないので、ほかに作っても意味がありませんので、そういう場合は認められます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 事務局から農地の種別について説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

○議長 質問等が無いようでありますので、次に進めます。

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長 次に、議案第11号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第11号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法第18条

第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和6年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

8ページをお願いいたします。

市長部局より、令和6年6月7日付けで決定を求められています。

9ページの「農用地利用集積計画」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、福住町〇〇 〇〇 〇〇 農地1筆、面積〇〇〇㎡を売買により取得されます。

10ページをご覧ください。

所有権の移転をする者は、加東市社〇〇〇 〇〇 〇〇 農地1筆、面積〇〇〇㎡でございます。

〇〇〇〇さんは、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第11号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

○議長 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案第11号 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」に関する審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後2時20分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第12号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 地域振興部産業創造課の小林でございます。よろしくお願ひいたし

ます。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権))

○議長 次に、議案、第12号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書11ページをお願いします。

議案第12号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。

令和6年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

12ページをお願いします。

市長部局より、令和6年6月6日付で、意見を求められています。

13ページから14ページまでが、「農用地利用集積等促進計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第12号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課の小林と申します。

それでは、今回の議案であります、農地中間管理権に係る農用地利用集積等促進計画1件となっております。

議案第12号であります、脇本町における使用貸借権の権利移転となります。

すでに、農地中間管理機構「ひょうご農林機構」を通じて貸し付けられた、脇本町内の農地1筆、面積にして1,309㎡に関し、借受者を農事組合法人〇〇〇から、〇〇〇〇〇に変更するものであります。

この議案に係る農地ですが、別添位置図をご覧ください。位置図の右下あたりとなりますが、黒い破線で囲った農地が、今回、使用貸借権が移転する農地となります。なお、移転後の借受満了日ですが、令和13年1月31日までとなっております。

以上で議案の提案説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
今回の対象地は、1件ということですか。

○産業創造課 はい、そうです。

○議長 ほかに、ご意見等はありませんか。

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第12号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)に関する審議は終了いたしました。

(産業創造課退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 15ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和6年5月1日～令和6年5月31日)

令和6年6月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号1 住所 河合中町〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇
使用目的 農業用倉庫

(2) 耕作証明 番号1 住所 三和町〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇
使用目的 軽油免税申請

証明につきましては、農家証明が1件、耕作証明が5件、うち耕作証明の4件が軽油免税の申請で、残り1件が、引き続き農業経営

を行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている旨の証明は、相続税の納税猶予を受けている場合に、何年かに1回、税務署に提出する必要があるため、相続税の納税猶予を受けた農地について、きちんと農業をしていると証明する書類となります。

続きまして、16ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年5月1日～令和6年5月31日)

令和6年6月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人(借人) 王子町〇〇 〇〇 〇〇 譲渡人(貸人) 王子町〇〇 〇〇 〇〇 物件の表示 所在地 王子町〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡、摘要といたしまして、露天駐車場、所有権移転 令和6年5月7日受理、農地法5条による届出は合計3件で、4筆、面積は〇〇〇㎡です。

引き続きまして17ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和6年5月1日～令和6年5月31日)

令和6年6月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 新部町〇〇 〇〇 〇〇、借人 新部町〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

物件の表示 所在地 新部町〇〇〇〇〇〇 外3筆 合計4筆、地目は全て田、面積〇〇〇㎡

摘要 令和6年5月31日 農地法3条 使用貸借権 合意解約

以上、記載のとおり、解約通知につきましては、1件4筆、9,182㎡でございます。

引き続きまして18ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年5月1日～令和6年5月31日)

令和6年6月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人(相続人) 神奈川県川崎市中原区〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人(被相続人) 河合中町
〇〇〇 〇〇 〇〇

物件の表示 所在地 河合中町〇〇〇〇 外3筆 合計4筆、地目は全て田、面積〇〇〇㎡、摘要といたしまして、相続による所有権取得、令和6年5月16日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計4件、13筆、〇〇〇〇㎡で、全て相続による所有権取得となります。

以上です。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもちまして、第2回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年6月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員5番

議事録署名委員6番